

## 書評

石川真衣著

『組合・会社・社会——フランス会社法における  
ソシエテ概念』

(岩波書店 2024年3月22日)

中川辰洋

## I

本書は、著者の石川真衣さんが2011年に早稲田大学院法学研究科修士課程に進学して取り組んだフランス会社法研究の十数年の成果をまとめたものである (v および215ページ)。メインテーマは、「フランス会社法における intérêt social」, すなわち「ソシエテの利益」の概念の研究である (vi ページ)。

ここで「intérêt social に対応する名詞」の“société”を、あえて邦語訳ではなくフランス語の発音のままカナ表記したのは、このタームが「組合・会社・社会」などとその時どきの文脈で意味を異にするため「intérêt social 概念の social をどのように訳すかにためらいを覚えた」(同上) からである。それゆえ著者は、「このソシエテという概念をどのように解すべきなのか、という控えめに言って漠然とした疑問を出発点とし、わが国では株式会社と訳される société anonyme (直訳すると「匿名のソシエテ」) を手がかりに、ソシエテ概念がフランス会社法において有する意義とそこで果たす機能を明らかにすることを本書で目指した」(同上)

という。

そうであれば、本書のサブタイトル「フランス会社法におけるソシエテ概念」がタイトルでもおかしくないのであるが、著者があえて「組合・会社・社会」を標題としたのはつぎのような理由による。すなわち、著者によると、本書では「ソシエテ及びその中核となるソシエテ契約 (contrat de société) から派生する諸原則・概念が株式会社規制と一体のものとして機能し、ソシエテが営利団体の普遍的基礎であることを示」したけれども、1979年の民法典の大改正と2019年の PACTE 法 (企業の成長及び変革に関する2019年5月22日付法律第2019-486号) によって「ソシエテの構成員であるアソシエという概念を基礎に、少数株主保護・株主間の利害調整」が図られたのみならず、「ソシエテの社会・環境に関する課題の考慮が課せられるようになったことが示すように、ソシエテに実現が託される価値の幅は近年広が」り、しかもこのような動きは「株式会社に関する個別の制度設計においてもすでに確認できる状況となり、今後はソシエテの『社会』に関連する部分も踏まえた検討が重要になる」(同上) と考えたからであった。

そういったうえで、著者は「現在進行形で進むソシエテ概念及びソシエテに関する法制の変化を捉えきれていない自覚がある。今後は積み残した課題に取り組むことにしたい」（同上）とのべている。それはこの先の研究テーマがなんであるかを予告したに等しい。気が早いという向きもあろうが、続編が上梓される日を心待ちにしているのは評者ひとりだけではあるまい。

本書の構成をあらかじめ示せば下記のとおりである。

## はしがき

### 序章

#### 第Ⅰ部 フランス株式会社法の形成と展開

##### 第1章 株式会社法の原点としてのソキエタス

##### 第2章 フランスにおける株式会社の原型の発生と展開

##### 第3章 株式会社法の基礎の形成

### 小括

#### 第Ⅱ部 フランス株式会社法における資本概念

##### 第1章 設立時の資本確保の課題

##### 第2章 設立後の資本維持の課題

##### 第3章 株式会社における資本金概念の役割

### 小括

#### 第Ⅲ部 フランス株式会社法におけるソシエテ契約概念の機能

##### 第1章 会社の機能確保のためのソシエテ契約

##### 第2章 フランス株式会社法におけるアソシエ概念と株式会社における活用

##### 第3章 株式会社の規制手法としての一般規定とソシエテ契約

### 小括

### 終章——結論と今後の課題

## あとがき

## II

フランスにおける株式会社の明文規定の嚆矢は1807年の商法典であり、株式会社が“société anonyme”すなわち「匿名のソシエテ」と呼ばれるように、ソシエテのひとつとされたため、人的関係を重視する1804年の民法典の「ソシエテ契約」を基礎に19世紀以降発展をとげることになる。ところが、工業化とそれともなう株式会社法制が整備されるにつれて、伝統的なソシエテ契約を基礎とする法理論だけでは説明できないさまざまな問題に現代の株式会社は直面している。だからといって、そのような問題の解決のためにソシエテ契約の意義が否定されることはなかった。1990年代に創設された「略式株式会社 (société anonyme simplifiée)」, それに会社法の分野にとどまらず資本市場法, 倒産(会社更生)法, 知的所有権法など多岐にわたる分野を盛り込んだ2019年のPACTE法も, 株式会社のソシエテとしての位置づけを揺るがすことはなかった。

以上のことを明確に意識しつつ、著者は本書でフランスの株式会社がソシエテの一種とされるに至った経緯とプロセスを示すことから始める。それはまたこの国の株式会社法制形成史の追跡調査でもある。

本書第Ⅰ部ではフランス革命期に商事目的を有するものをふくむあらゆる「中間団体 (corps intermédiaire)」の存在を否認した法律——1791年6月の“反結社法”または国民公会議員にして法律提案者イザーク・ルネ・ギー・ル・シャプリエの名にちなんで“ル・シャプリエ法”——を経て、民法典は営利を目的とする団体であるソシエテを認めたが、その原点はローマ法

の「ソキエタス (societas)」にある。ことほどさように、ソシエテの最初の明文規定である民法典1832条はつぎのように定義している。すなわち、「ソシエテは二人またはそれ以上の者が当該ソシエテから生じうる利益を分配するために何かを共同のものとするを合意する契約である」。

著者はそういったのちフランスにおける株式会社の原点としてのソキエタスの特徴を説明する(第1章)。そのうえで株式会社にかかるフランス史上初の明文規定である商法典以前に設立された株式会社、別言すれば、株式会社の「原型」とされるソシエテの形態と機能について、南仏トゥルーズの水車事業と北仏の鉱山事業のほか、東インド会社に代表される「特許会社 (compagnie)」を事例に明らかにする(第2章)。さらにこうした株式会社を他の営利企業体と同様にソシエテと位置づけた商法典の内容を確認するとともに、株式会社の「設立認可主義」のもとでの発展から「設立準則主義」を採用する1867年7月27日付法律の制定に至る立法の変遷をふり返る(第3章)。

つづく第Ⅱ部では、商法典の制定このかたソシエテのなかでも株式会社の「物的会社」としての本格的な発展過程に着目し、それが株式会社としてのソシエテにどのような影響を及ぼしたかについて考察されるが、その最大のポイントは「資本金 (capital social)」であり、これを近代的株式会社の「本質的要素」と定義した。それによると、これまでの株式会社の財産基盤に対する監視はもっぱら政府によって行われていたが、設立準則主義への移行にともない、新たな財産基盤の法的監視が要請された。

このうち資本(金)は株式合資会社における「無限責任」社員の存在を「補完」するもので

あり、全社員の「有限責任制」の大前提であった。すなわち、新たな法律のもので、株式会社にはその設立に向けては「資本の確保」(第1章)、設立後の「資本の維持」(第2章)のふたつの課題が課せられるようになったが、資本金はソシエテの財務基盤の形成のみならず、株式上場の判断要素としての機能、社員の有限責任制を採用するソシエテ形態の濫用防止のための機能を考えるうえでも重要な判断基準となることを明らかにする。

こうした課題を課せられたのは民法典のソシエテに関する法的定義、すなわち「ソシエテは二人またはそれ以上の者が当該ソシエテから生じうる利益を分配するために何かを共同のものとするを合意する契約である」(民法典1832条)という規定に起因する。それゆえ、会社法制上の財産基盤の形成と民法典のソシエテ規定にもとづく利益配分との両立をどのように達成するかが問われることになる。それというのも、①民法典ではソシエテ契約の当事者(アソシエ)が財産を拠出すること(「何かを共同のものとする」と)が定められているもの、それがどうあるべきかという点に関しては規定していない、②1807年の商法典でも出資財産の規模についての明確な定めが存在しないことに加えて、③ソシエテは「ソシエテから生じうる利益を配分」することを目的とした契約によって形成されるとしているため、財産を蓄積することを正面切って想定していないからである。

フランスの株式会社形態の発展過程において、会社設立時の資本確保および設立後の資本維持のそれぞれの諸課題に対してどのような対応がなされてきたのかを吟味検討し、そのうえで株式の上場基準の判断要素としての機能、アソシエの有限責任制を採用するソシエテ形態の

濫用防止のための機能をはじめとする資本金概念の機能を分析し、あわせて資本金とソシエテとの関係について考察される（第3章）。

第Ⅲ部では、以上の考察にもとづき、株式会社にとって新たな現象や課題が出現しても、つねに「ソシエテの基本概念となるソシエテ契約」とそこから派生する概念を活用した課題の処理・解決がなされることを明らかにする（第1章）。そしてそのためにはアソシエ概念を中心とする基本概念または基本原則が分析材料として活用されるが、具体的には①アソシエでありつづける権利、②ソシエテにとどまる権利、③アソシエの義務の増加の禁止、④アソシエの議決権、⑤アソシエ共通の利益——の5点である（第2章）。なぜなら、著者は「ソシエテには *société anonyme* を含むすべてのソシエテの普遍的基準としての側面があり、実際にソシエテ契約から派生する法的概念や原則が株式会社の正常な機能確保のために当然に活用されていることをまず示す」（108ページ）必要があると考えるからである。

そのうえで、「フランス型企業モデルの変革」ともいうべき2019年制定の PACTE 法を取り上げ、現代の大規模株式会社の直面する諸課題の処理・解決のために民法典におけるソシエテの一般規定の改正がなされたことを示し、すべての会社に共通する普遍的基礎としてのソシエテの位置づけが明らかにされる（第3章）。そこで示されたことは、「すべてのソシエテに同じ規制を及ぼすことを可能とし、大小様々なソシエテからなる企業社会としての一体性の確保」をさらに強化するということである。それはまた、わが国のフランス法研究のありようの問題点を浮き上がらせることになった。著者の曰く、「ソシエテを状況に応じて会社または組

合と訳し分けてきたのであるが、このような訳し分けはフランス法のソシエテ概念に内在する包括的な規制基盤としての機能の存在を見落とす原因となってしまったと思う」（208ページ）。

評者はフランス法の門外漢ながら著者の言い分はもっともと考える。さはさりながら、例えば PACTE との制定に至る過程で著者はもっぱらフランス国内の諸事情に言及するも、1976年の EC（EU の前身）の資本金指令（法律）へのフランスの対応がそうであるように、EU 会社法関連法規への加盟各国の対応の動きを考慮する必要があるはしないだろうか。それは EU 法規の国内法化によってフランス法のありようが変容を免れないことを意味する。そしてこの点をさらにつき詰めていうなら、EU の意思決定過程におけるフランスの交渉力に依存する問題であるとはいえ、中長期的にはフランス法と EU 法規との「同質化」が一段と進み、フランス型企業モデルがさらに変容するのではないかという問題に立ち至らざるを得ないのであるが、著者をはじめ斯界の専門家たちがこの問題の理解と解釈にすでに取り組んでいるであろうから、ここでは評者の疑問のひとつとして指摘するにとどめる。

いまひとつ、PACTE 法によって「ソシエテの構成員であるアソシエという概念を基礎に、少数株主保護・株主間の利害調整」が図られたというけれども、同法の趣旨に逆行する動きが出来たことへの言及が見当たらない。エマニュエル・マクロン政権による EDF（フランス電力）の「再国有化（renationalisation）」と事業再編成計画が、それである。すなわち、フランス政府は2022年7月、2005年の EDF の部分民営化により市中売却された株式16パーセントの全額買取りを発表したが、株価が売出時の

半値以下の水準で低迷していることもあって株主たちはこれに猛反撥、撤回をもとめた。これに対して、時のエリザベート・ボルヌ首相は少数株主の主張を無視する強硬姿勢に打って出るも、問題はそれだけではなかった。EDFの再国有化後の電力供給の見通しへの懸念、ただでさえ環境や社会にフレンドリーとはいえないEDFに対する市場のチェック機能の喪失などのリスクもあったからである。

たしかにEDFは100パーセント株式会社とはいえなかった。そうであるとしても、PACTE法が「すべてのソシエテに同じ規制を及ぼすことを可能とし、大小様々なソシエテからなる企業社会としての一体性の確保」を目指しているとすれば、政府の有無を言わせない姿勢は「ソシエテの構成員であるアソシエという概念を基礎に、少数株主保護・株主間の利害調整」を阻害する事例として紹介するのも一考かと思うが、いかがであろうか。

### Ⅲ

以上、本書を紹介してきた。評者はフランスおよびEU（ヨーロッパ連合）の社会経済問題の分析を<sup>なりわい</sup>生業とするもフランス会社法はまったくの門外漢であるので、著者の考え方や意図をどこまで理解しているか、正直、心許ない。そんな門外漢にでも著者のいう「ソシエテ及びその中核〔中略〕から派生する諸原則・概念が株式会社規則と一体となって機能し、ソシエテが営利団体の普遍的基礎であること」(vi)を示す試みは成功していると考ええる。

評者が感服したのは、著者の緻密な論理構成能力はもとより、参照文献・資料の豊富さであり、しかもその多くが母校の早稲田大学中央図

書館のみならず、フランス国立図書館（Bibliothèque Nationale de France: BnF）や経済財政古文書センター（Centre des archives économiques et financières: CAEF）などで入手したものである。当然といえば当然であるが、著者が費やした時間と労力が尋常でなかったことは容易に推察できる。しかしそうした文献・資料の蒐集と分析の意味について語るのは評者よりも、むしろ著者の先学や同学がふさわしいと考える。そこで以下では、経済学ないし経済思想史の観点からアプローチして本書の問題点や疑問点を冗長に流れないように配慮しつつ紹介し検討していきたい。

すでにのべたように、評者は著者が参照したおびただしい数の文献・資料に圧倒されたが、一箇所だけその限りでないところがある。本書第1部第2章第3節「フランスの特許会社（コンパニー）」の第2款で論じられる「ローのシステム」が、それである。ここで著者が参照しているのが実質上邦語文献——赤羽裕著『アンシャン・レジーム論序説』（1978年）と佐村明和著『近世フランス財政・金融史』（1996年）——だけというのは、どうしても解せない。国内の図書館や資料センターで必要な文献・資料を見出せなかったのであれば、勝手知ったるBnFに出向くか、その電子ライブラリーGallicaで検索すればたちどころに数十冊、いや100冊ほどリストアップできたはずである。

念のため確認しておこう。著者のいう「ローのシステム (Système de Law)」——「ローの冒険事業 (Aventure de Law)」ともいう——とは、スコットランド出身の国際銀行家ジョン・ロー（フランス語の呼び名は“ジャン（またはジョン）・ラス”）が時の権力者で摂政オルレアン公フィリップ2世との二人三脚でルイ大王の

築いた膨大な債務の解消と経済再建を目標に実施した経済改革を指す。ローは傑出した人物であり、時代が下って1957年に英財務省の覚書にもとづき法律家シビル・R. ラドクリフ卿を長とするイギリス金融制度の作用に関する委員会の発表した報告 (*Report of the Committee on the Working of the Monetary System*) ——通称『ラドクリフ委員会報告』のレポーターたちをはじめローのサポーターはすくなくない。一方で「賭博者」「詐欺師」「インフレーションの父」と蛇蝎磨羯の如く忌み嫌う間たちがいるのも事実である。毀誉褒貶の多い人物ではある。

ロー・システムの最大のポイントは、1717年に設立された特許会社バンク・ジェネラル (*Banque Générale*) の発行する株式とルイ大王の治世下で発行された膨大な額の公債との交換——現代風にいえば“debt-equity swap”にあった。同行はのちにバンク・ロワイヤル (*Banque Royale*) に衣替えして貨幣鑄造権を付与され、さらに17世紀に設立された特許会社の東インド会社 (*Compagnie des Indes Orientales*) と合併して巨大組織へと変質した。ミシシッピー会社 (*Compagnie du Mississippi*) である。同社の発行する株式は投機的取引の影響も手伝って空前の株式ブーム——いわゆる“ミシシッピーバブル (*Mississippi Bubble*)”——を惹起したが、発券銀行の吸収を嫌気したローの政敵や投資家たちが同社の株式を一斉に売りあげたため株価は急落、システムは瓦解した。時あたかもイングランドの株式ブーム——いわゆる“南海泡沫 (*South Sea Bubble*)”とほぼ同じ時期であった。

“ジャン・ラス”の消息といえば、ラ・ブレード＝モンテスキューの男爵どのの『ベルシャ人の手紙 (*Lettres persanes*)』をはじめとするエッセー

が広く知られるが、革命下の1790年に出版されたエティエンヌ＝フランソワ・ド・セノヴェール將軍の手になる『ジョン・ロー著作集 (*Œuvres de John Law*)』、1934年にベルギーの経済学者ポール・アルサンの編集・出版した『ジョン・ロー全集 (*John Law: Œuvres complètes*)』 (全3巻) をはじめジョン・ローの経済理論やかれの経済政策の栄光と挫折の経緯と顛末を論じた文献・論稿は星の数ほどあり、近年さらに数多くの研究書が出版されている。なかでもトリニティ・コレッジ・ダブリンの碩学アントイン・E. マーフィーが長年の調査研究の過程で発掘した新資料類を踏まえて世に問うたテキスト *John Law: Economist and Policy Maker* (1997) はジョン・ロー研究の劃期をなす名著とってよい (2007年に仏語訳が出版)。

しかるに著者が依拠しているのは邦語文献のみ、それも1990年代中葉以前に刊行されたテキストである。欧米諸国と異なり、わが国のジョン・ロー研究が片手に余る程度であること、著者が法学者であることを思えばやむを得ないかもしれない。だが、ここに重大な問題が潜んでいる。つまり、著者は赤羽と佐村の著書に依拠してローの設立した銀行が「銀行券の発行により『貨幣の不足』問題を解消する機能を担っていた」というにとどまること、別言すれば、著者はもとより佐村 (それにある程度まで赤羽) もロー・システムが中央銀行 (*banque centrale*) 設立の試みであったという認識がないか、あっても希薄であった。

ジョン・ローが盟友オルレアン公フィリップ2世への献策のベースとなっている『貨幣と商業に関する考察 (*Money and Trade Considered, with a Proposal for Supplying the Nation with Money*)』 (1705年刊) では、スウェーデンやネー

デルラント（オランダ）やイングランドにおける「官営」もしくは「半民半官」の銀行——スウェーデン王立銀行（Sveriges Riksbank）の前身のストックホルム銀行（Stockholms Banco）、アムステルダム銀行（Amsterdamsche Wisselbank）、イングランド銀行（Bank of England）のように、のちに中央銀行と称される発券機関の設立を献策していた。

ローは中央銀行設立の経済的意義についてサヴォイア・ピエモンテ王国のヴィットリオ＝エマヌエーレ2世に献策した「トリノ銀行設立提案（Projet d'établissement d'une banque à Turin: 1711-1712）」のなかでつぎのようにのべている。すなわち、「[より多くの] ひとびとを雇用する十分な金属貨幣〔金貨・銀貨〕が存在〔中略〕しなければ、いま保有する〔貨幣の〕額に応じた数の人間たちを労働に就かしめることしかできない。つまり、貨幣量が一定不変であれば異なる〔複数の〕場所で同時に〔貨幣を〕用いることができないのである」。それゆえ、銀行券の発行によって貨幣量の増加を拒否することは「わずかな貨幣しかもたない商人が無利子で貨幣を手にする〔機会〕を拒む」と同じ結果をもたらす。

かくいうローではあるが、後年フランスの経済改革のむずかしさについてつぎのように述懐している。ロー氏（sieur Law）——ローはカエサルが嚆矢といわれる主語を一人称ではなく、いまでいう「三人称」でつづる文章スタイルを好んだ——の曰く、サヴォイア・ピエモンテやイングランドやスコットランドと異なり、フランスでは「貨幣危機」と「財政危機」のふたつの政策課題に同時に取り組む政策をフランスの為政者たちに提案し実施しなければならなかった。ロー・システムが「財政危機」の処方

箋と一面的に解釈され、中央銀行設立の試みが後景に追いやられる一因がここにあったといえよう。

#### IV

いまひとつ評者が疑問に思った点は、革命暦Ⅷ年兩月13日（1800年1月22日）付法律によって設立された「特許会社」の考察が抜け落ちていることである。この会社は、革命前に設立された「割引金庫（Caisse d'Éscompte）」（後述）をベースに、先にジャン＝フレデリック・ペルゴールとカントルウ伯爵ジャン＝バルテルミー・ル・クトゥールの二人の大銀行家が第一統領ナポレオン・ボナパルトの承認を得て新たに立ち上げた“割引金庫”を吸収して「フランス銀行（Banque de France）」と号した。同行はまた革命暦Ⅺ芽月24日（1803年4月14日）付法律によって、パリ市内で15年間の銀行券（billet de banque）の発行特権を付与されると同時に、他の発券機関を吸収している。

さらにナポレオンは1806年4月22日付法律によってフランス銀行の機構を再編成した。その骨子は、①同行は200人の有力株主をふくむ株主によって選出される構成員からなる理事会の管理・運営する民間組織とする、②同行の総裁（1名）および副総裁（2名）は政府が任命する——である。ちなみに、フランス経済史で政治・経済を壟断する主要な権力者たちを意味する「二百家族（Deux cents famille）」とは、フランス銀行の200人の最有力株主に由来する。

詳細はのちにゆずるが、革命下の1791年6月に国民議会の発した同一身分及び職業の労働者や職人の集合に関する法令（décret）——通称“反結社法”あるいは法律提案者の名にちなんで

“ル・シャプリエ法”ともいう——によって同業組合(*compagnonnage*)、団体(*corporation*)、組織(*organisation*)が禁止され、2年後の革命暦Ⅱ(1793)年には割引金庫および生命保険会社が清算された。フランス銀行設立法はル・シャプリエ法下の株式会社のありようを考察するうえで貴重な材料を提供しているといえるが、いまは問うまい。

フランス銀行は、スウェーデンやイングランドの同種の金融機関に倣ったものといえるけれども、先行する2行と異なり、当初は手形の割引を旨とし、銀行券の発行は割引業務に付随する副次的性格を有していた。しかも革命初期のアッシニア紙幣(*assignats*)の苦い経験から銀行券の発行は厳格な法規によって制限されていた。発券業務が同行の基本業務となったのは、政府によってフランス銀行券が貨幣としての「法定通用力(*cours légal/legal tender*)」を認められるようになってからであった。

その貨幣であるが、フランス銀行に発券特権を認める法律が発せられた同じ年に貨幣改革法が制定され、革命前の貨幣単位“リーヴル(*livre*)”が“フラン(*franc*)”に取って代わった。同法が革命暦Ⅺ年芽月17日(1803年4月7日)に公布されたことから、新しい貨幣は金銀複本位制(*Étalon bimétallique*)のもとで鑄造される“ジェルミナル・フラン(*franc germinal*)”と称するようになる(純銀22.5グラムを含有するの5フラン銀貨を「本位貨幣(*étalon*)」とし、金銀1対15.5の比率で純金約5.806グラムを含有する20フラン金貨——通称“ナポレオン金貨”——が鑄造された)。

ジェルミナル・フランは革命によって混乱したフランス貨幣制度の信頼を恢復させ、経済の再建と復興に寄与した。ル・シャプリエ法施

行下であっても、貨幣改革は民法典と商法典の制定ともあいまって、株式会社の設立にとっては朗報であったことは間違いが、英国風の株式会社銀行(*joint-stock bank*)に倣った大銀行がフランスに出現するのは1848年の二月革命の挫折後、とくに皇帝ナポレオン1世の甥と称するシャルル＝ルイ＝ナポレオン・ボナパルトがクーデタによって第二共和政を葬って帝政を復活させナポレオン3世を名乗って以降、すなわち第2帝政下のことであった。

このようにフランス銀行法は、フランス会社法の形成と展開にとってきわめてシンプルな時期に制定されたとはいえ、株式会社の発展に貢献したことは論を俟たない。だが、いまひとつナポレオンの企図した株式会社の形成と発展において忘れてならないことがある。パリ証券取引所(*Bourse de Paris*)の創設である。ジョン・ローの“ミシシッピーバブル”やドーバー海峡対岸のイングランドの“南海泡沫”において、株式は取引所のような組織された市場で売買されたわけではない。前者はパリ市中心部のカンカンボワ通りの一角で、後者はロンドン市内の“株屋横丁(*stock brokers' alley*)”と称された小路に軒を並べる多くのカフェで情報蒐集し売買を行う業者によって行われていた(ロンドン証券取引所[*London Stock Exchange*]が設立されるのは1776年である)。

ロンドン株式市場振興の成功は、当時ヨーロッパ随一の呼び声の高かったアムステルダム証券取引所(*Beurs Van Berlage*)に倣ったものであったが、さらにナポレオンは英蘭両国を範としつつもこれらを陵駕する建築物をパリ市の中心部に建設する計画を發した。1808年に建築家アレクサンドル＝テオドール・ブロンニャールに設計・建設を命じた建物が、それで

ある。その完成はナポレオンの没落と王政復古等の事件もあって1826年、発注者のナポレオンは晴れの姿を目にすることはなかった。パリ証券取引所が“ブロンニヤール宮”と称されるのは設計者ブロンニヤールへのオマージュとあってよい。

## V

ジョン・ローの中央銀行を設立する目標は挫折を余儀なくされるも約80年後の1800年にナポレオン・ボナパルトの手で日の目をみた。フランスにおける中央銀行の設立はジョン・ロー以来の宿願であった財政危機と貨幣危機を克服することを目標としていたが、当然ながらナポレオン<sup>ひとり</sup>単独の手柄ではない。その基本的アイディアは、ブルボン朝最後の国王ルイ16世治下の初代財務総監（現代の総理大臣に相当）の職を拝命したオーヌ男爵アンヌ・ロベール・ジャック・テュルゴーの尽力の賜物である1776年3月24日付国務会議布告によって設立された「割引金庫（Caisse d'Écompte）」に負っている（arrêté du Conseil [d'État] portant l'établissement de la Caisse [d'Écompte]）。

テュルゴーは1774年から約3年間行政府の長として、言論・出版や信教の自由、職人組合の廃止と職業選択の自由、税制改革と「安価な政府（gouvernement à bon marché）」の実現、自由貿易の推進それに三部会（États généraux）という身分制議会の廃止などの国政改革に全身全霊を傾けた行政官であっただけでなく、18世紀フランスを代表する思想家・経

済学者であり、代表作『富の形成と分配に関する諸省察（*Réflexions sur la formation et la distribution des richesses*）』（以下、『諸省察』と略記）は経済学の古典形成にとって欠く能わざる名著の誉れ高い。その最大の貢献は、土地、労働につぐ第三の生産要素としてラテン語の“capitalis”を語源とする“capital”を、フランソワ・ケネーの「前貸し（avances）」や英国土着の素材のターム「資財（stock）」とは異なる貨幣タームの富の概念「資本」と明確に定義し、かつ「資本」とその所有者である「資本家（capitaliste）」とが織りなす近代商業社会の経済関係の組織的解明を行ったところにある。

テュルゴーは資本理論の嚆矢であり、アダム・スミスやデイヴィッド・リカードウやカール・マルクスなど多くの研究者たちによって継承された（「資本」、「資本家」ともテュルゴーが師と仰いだグルネー侯爵ジャック・マリー・ヴァンサン<sup>の</sup>ネオロジスムであったが、グルネー自身はこれらのタームを紙片に刻み付けることはなかった）。念のため、テュルゴーが『諸省察』第58節で「資本」を定義した有名なパラグラフを引用しておきたい。テュルゴーの曰く、

「自己の労働あるいは勤勉による賃金・報酬（salaires）によってであろうが、年年歳歳自らの消費する以上の、より多くの価値（plus de valeurs）を受け取る人間たちは、たとえそれがだれであろうと、その超過分（superflu）をそこから留保し蓄積することが可能である。このようにして蓄積された価値を資本という」\*）

\*） わが国では戦前・戦後、原田光三郎（旧制・高松高等商業学校）、永田清（旧制・慶應義塾大学理財学部）それに津田内匠（一橋大学）が『諸省察』の邦訳を出版しているが、三者三様、訳文の乱れがひどく読むに堪えない。『諸省察』に関心のある読者諸賢はフランス語のオリジナル、または比較的入手しやすいイギリスの経済学者ロナルド・ミークの英訳を参照されたい。なお（ ）内の所属は出版時。

先を急ごう。テュルゴーの発案で誕生した割引金庫は、預金の採入れ、金銀地金の取引、銀行手形の割引のほか、国家への融資など、バンク・ロワイヤルに倣った業務を行う金融機関であったが、前車の轍を踏まないように各業務は厳格なルールによって管理されていた。それというのも、テュルゴーの尊父ミシェル＝エティエンヌがロー・システム崩壊後の1730年代現代のパリ市長に相当する“パリ市商人頭”としてパリ市大改造計画を国王ルイ15世により命ぜられるもおりからの財政逼迫の影響で果たせず失意のうちにその職を辞したため、テュルゴーはローとその事業を度しがたいまで嫌悪し、とくに紙幣発行には消極的であったからである。実際、<sup>はたち</sup>二十歳を過ぎたばかりの若きテュルゴーが1749年4月ソルボンヌ学寮・修道院の同窓シセ兄弟の長兄（のちのオーセール司祭）に宛てた書簡でこういっている。すなわち、「陛下〔ルイ15世〕が金貨や銀貨に代わって銀行券を用いるとは思えません」。その意味するところは、銀行券（紙幣）の発行を通じた信用創造を論難することにあった。

テュルゴーのローに対する憎悪は年を経るにつれて和らいでいくが、テュルゴーがフランス中西部のリモージュ地方長官時代の1769年に近隣都市のアングレームで起きた「高利告発事件」をきっかけに紙幣発行を通じた信用創造について一定の範囲内でその有効性を認めるようになった。すなわち、パリの中央政府の命を受けてテュルゴーが1770年1月に作成した当該事件の調査報告（「貨幣貸付に関する覚書（Mémoire sur les prêts d'argent）」）のなかで付利を禁じた宗教的教義を痛烈に批判しつつ発券銀行を通じた融資とくに企業者（entrepreneur）への有利子貸付を認めたこと、これである。

テュルゴーによれば、中世期来、“Muutum date nihil inde sperantes（与えよ、されど見返りを求めるなかれ）”の5文字に集約された付利禁止の戒めは、高利貸しが零細農民や職人たちを食いものとする「金銭消費貸借」に対するものであって、商業社会における企業者の事業活動に要する資金の採入れへの対価として利子を課すのとは決定的に異なるというテュルゴーの利子論はのちに付利の合法化を正当化する“真言（mantra）”となった（テュルゴーが1775年に司法大臣に宛てた「利子の自由化」に関する書簡（Lettre au Garde des Sceaux sur la liberté de l'intérêt）参照）。

オーストリア学派の碩学オイゲン・フォン・バーム＝バーヴェルクは自著『資本積極理論（*Kapital und Kapitalzins, Zweite Abteilung*）』（1891年）のなかでいう。すなわち、12世紀アペニン半島で繁栄したフィレンツェ、ヴェネツィア、ジェノヴァなどの都市国家（共和国）の簿記会計の世界で生まれ落ちてのちさまざまの意味を持つに至った“capital”という術語の概念は「テュルゴーによって最終的に書き換えられた」。また、フランソワ・ケネーとフィジオクラート派鼻根で音に聞くヨーゼフ・A. シュンペーターではあるが、テュルゴーの利子論だけはきわめて高く評価し、自身の未定稿の読書ノート『経済分析の歴史（*History of Economic Analysis*）』で「〔テュルゴーの利子論〕は18世紀が生んだもっとも偉大な業績であるのみならず、19、20世紀のもっとも偉大な思想の多くを先取りしていた」というのは正しい。実際、テュルゴーのいわゆる教条主義的神学からの利子の解放・世俗化なくして、手形の割引レート、公債の利子などが市場で自由に形成されることはないというのである。

なお余談であるが、“capital”のご先祖さまに当る“capitalis”というラテン語は、“société”の語源である“societas”とほぼ同じ12世紀末ころにフランスで通用するようになったといわれる。かたやブリテン島で“societas”が通用するようになるのは、フランスに後れること約400年、チューダー朝のエヌリー8世の御代といわれるが、“beef”や“pork”の語源がノルマン人の持ち込んだ“bœuf”, “porc”であったように, “society”も古語の“societas”というよりは、むしろロマンス語系の仏語や伊語や西語の“société”, “società”, “sociedad”のいずれかが英語にかたちを変えてブリテン島に定着したと考えて間違いあるまい。

話を割引金庫にもどそう。ナポレオンのフランス銀行は、ル・シャブリエ法の制定と相前後して清算された“テュルゴの置き土産”ともいべき割引金庫をベースに誕生したといつてよい。1791年末に割引金庫清算への反対意見を立法議会で表明したジャン＝ジャック・ド・ラフルテは「割引金庫は〔フランス〕王国を救った」といって同金庫の存続を強く擁護していた。ナポレオンもこれに同意したと考えられる。結果的にアメリカの政治家ベンジャミン・フランクリンの友人ラフルテの意見は立法議会では認められなかったとしても正しかった。

ちなみに、“Caisse d'Écompte”を「割引銀行」と邦訳する研究者も散見されるが、テュルゴがスイス系英国人銀行家イザーク・パンショールなどと同じように、ローの銀行の苦い思い出にふれないように「銀行」と呼ぶことを避けたことを尊重して、ここでは「金庫」と訳出した。かたやナポレオンにはそうした思い入れはなかったのだろう、ジョン・ローこのかた約80年ぶりに「銀行」という名称を復活させ「フラン

ス銀行」と号した。両者の違いはひとつだけ、テュルゴの割引金庫がいかなる特権も独占権も有さなかったのに対して、ナポレオンのフランス銀行は特権と独占権のうえに打ち立てられた巨大組織であったことである。

それからほぼ50年後、皇帝ナポレオン1世の甥と称する人間がクーデタによって第二共和政を血の海の底に沈めてのち皇帝ナポレオン3世を僭称し、ル・シャブリエ法の廃止と株式会社設立を認可主義から準則主義への変更を柱とする法改正を実施した。この結果、株式会社の設立がみるみる増加し、一時は19世紀ドイツ経済史でいう“会社勃興期 (Gründerjahre)”を髣髴とさせる状況がフランスでもみられた。

もっとも金融セクターでは、“banque/bank”を名乗る株式銀行はごく少数で、例えばシャロック・ホームズの冒険譚にも登場する仏中東部の大都市リヨンの大手株式銀行はCrédit Lyonnais (1863年設立)と号し“banque”の看板を掲げなかった。また本書の最重要ターム“société”を屋号とするSociété Générale (1864年設立)——わが国ではソシエテ・ジェネラル銀行の名称で業務を行っている——であるが、古い西洋経済史の教本では「一般会社」「総合会社」と訳出されているけれど適切ではない。同行は当初“Société Générale pour Favoriser le Développement du Commerce et de l'Industrie en France SA”という複数の有力銀行からなるコンソーシアムであった。商工業開発振興のための連合銀行ほどの意味である。のちに最後の2文字“Société Générale”だけに短縮され今日に至る。

クレディ・リヨネが典型的な預金銀行 (banque de dépôt) として成功を収めたのに対して、ソシエテ・ジェネラルは、フランス銀行

総裁のほか1830年の七月革命によって王位に就いたオルレアン公ルイ＝フィリップのもとで財務相・首相を務めたジャック・ラフィットが設立した最初の近代的投資銀行 (banque d'affaires) の商工業開発銀行 (Caisse Générale du Commerce et de l'Industrie) やイザークとエミールのペレール兄弟を中心とするサン＝シモン主義者グループによって1852年設立されたクレディ・モビリエ (Crédit Mobilier) などに近い性格の金融機関であった。これらに加えて、パリ銀行 (Banque de Paris) とネーデルラント預金信用銀行 (Banque de Crédit et de Dépôt des Pays-Bas) の2行が1872年に合同して誕生したパリ・ネーデルラント銀行 (Banque de Paris et de Pays-Bas)——通称パリバ銀行 (Banque Paribas)——も挙げなければなるまい。同行は、一世を風靡したクレディ・モビリエが経営破綻 (1871年) してのちのフランス投資銀行のリーダー的地位を占めるようになる。

## VI

以上、石川真衣さんの著書を紹介するとともに、評者が感じた疑問点・問題点についてみてきた。もとより評者が疑問点・問題点を見出したからといって、本書の意義をいささかも損なうものではない。そのことはフランス法の専門家たちがよく承知していると考えられる。

だからというのではないが、評者の仕事はこのへんで終わりとし、最後にひとつ著者へのお願いを記して結びとしたい。評者の「願い」とは、ラテン語の“societas”を語源とする“société”あるいは“society”がいつ頃わが国に移入され、いかなる道筋をたどって著者の関心事である「組合」、「会社」、「社会」という術語

に転じ、一般に知られるようになったのか——などにつきご教授していただきたいということである。

羅仏大辞典 Le Grand Gaffiot によると、12世紀末ころにフランスにお目見えした“societas”というタームは13、4世紀には「組合」、「会社」、「社会」という語義を有するようになるが、それは「日本ではいつ頃のことか」と考えてみたのが事のはじまりであった。そしてこの問いを考えるうえで大いに参考になったのは、旧幕臣で英国帰りの儒学者・中村正直によるジョン・ステュアート・ミルの *On Liberty* の邦訳書『自由之理』(明治5(1872)年)であり、そこでは英語の「ソサイエティ [society]」が「會社」と訳されている。中村によると、「會社」とは広い意味で人間の集まり、同じ利害を持つ人間の「団体」や「組織」や「共同体」のほか、「政府」という語義でも用いられるのに対して、営利を目的としない「アソシアシオン (association)」(1901年にアソシアシオン法制定)とは対極の営利を目的とする「ソシエテ (société)」, すなわち、「事業会社」や「株式会社」——ドイツ語でいう“Gesellschaft”, “Aktiengesellschaft”——を意味しない。それに「會社」がひっくり返って「社會」ないし「社会」というタームに転化したのはいつ頃であったか想像してみた。

他方、株式会社には欠くことのできない“capital”のご先祖様“capitalis”もグルネー＝テュルゴアの商業学 (science du commerce) の研究によって、18世紀末には新しい富の概念としての「資本」として受け容れられるようになったことは先にのべた。商業学は今日の“économie politique”と同義であるが、その語源である“Æconomie politique”または

“Economie politique”の初出はアントワース・ド・モンクレティアンの著書『政治経済学要論 (*Traicté de l'œconomie politique*)』(1615年)である。プライベートでは敬虔なカトリックであっても学問は宗教と無関係と見付け徹底した世俗主義を貫いたテュルゴーではあったが、モンクレティアンがユグノー戦争時プロテスタント陣営に属し、1621年10月ノルマンディー地方のレ・トゥレイユという町でご先祖様のクロード・テュルゴー率いるカトリック軍との戦闘に巻き込まれ落命した人物であったことから、“Economie politique”というタームを嫌気し“science du commerce”を好んだという。

資本概念発祥の地フランスにあって、「ソシエテ」という「一つの概念・括りの下に株式会社をふくむ多様な営利企業形態を置く企業法制」のありようは、「組合と会社を分け、さらに会社形態ごとに最も適合的な規制を設計してきた」日本の「企業法制と大きく異なる」(3ページ)と著者がいうとき、その前提として明治改元後の日本に持ち込まれたヨーロッパ諸国の民法典や会社法制の邦語訳がそうした事情を知る手がかりを提供すると考えられるが、そのさいわが国の近代法体制の形成と発展に多大の貢献

をしたフランス人法学者ギュスターヴ・É. ボワソナードは欠かせないであろう。

それというのも、中村正直の邦語訳がそうであったように、実際に日本で法律が制定・運用され、個別の訴訟事件などに対して裁判所が下した判断やその理由書をつぶさに検討すれば、そこでみられる術語——当初はほとんどが外国語の邦語訳であったであろう——の多くは同じ意味でも時代を経るにつれて訳語やセンテンスの表記が変わっているはずだからである。それゆえ、その時どきに出版された会社法関連のテキストや法律用語集や判例集などを読めば、「会社」というタームひとつをとっても、いつ、いかなる考え方のもとで「組合」、「会社」、「社会」へと変化したのかを知ることができるに相違ない。

それはまた日本の企業法制の進化を考えることでもあるが、同時にその過程でもともと舶来品であったヨーロッパ諸国の法制と日本のそれとの相違がどのようにして生まれたのかをも教えてくれるように思われる。さらにいうなら、フランスの企業法制の理解を深めることにつながると確信する。

(著述業)